

岩見沢市議会 民生常任委員会 他都市行政調査 実施報告書

群馬県高崎市 令和7年11月6日(木)
ヤングケアラーSOSについて

1 高崎市の概要

人口 364,512人(令和7年10月31日現在)
面積 459.16 km²



2 観察の目的

岩見沢市では、急速な少子高齢化と人口減少が進行し、共働き世帯の増加、また、地域コミュニティのつながりが弱まりつつある中で、家庭内で大きな負担を抱える子どもが見えにくくなるなど、潜在的な支援ニーズを早期に把握しにくい環境が生じている。このことから、潜在的な支援ニーズを踏まえたヤングケアラーに対する適切な支援体制の構築が求められている。

こうした本市の課題を踏まえ、先進的な取組を行う高崎市の「ヤングケアラーSOS」を観察し、学校・福祉・関係機関との連携体制、早期発見の仕組み、相談体制や支援につながる実際の運用を確認することを目的としている。本事業を学ぶことで、岩見沢市におけるヤングケアラー支援のあり方や必要な体制整備を検討し、誰一人取り残さない支援体制の構築につなげることを目指すものである。

3 調査項目

ヤングケアラーSOSについて

- ① 事業の概要について
- ② 事業における効果・課題について
- ③ 事業実施にあたっての予算について
- ④ 事業の今後の方向性について

4 調査内容

高崎市では、ヤングケアラー支援を令和3年度に市立中学校 25 校を対象に実施した聞き取り調査を契機に開始した。調査の結果、各学校に 1~2 名のヤングケアラーがいる可能性があることが明らかになり、そのため、令和4年4月に教育委員会内に「ヤングケアラー支援担当」を新たに設置した。市長が掲げるスローガン「高崎市の子どもは高崎市で守る」という強い思いを基に、まずは中高生を対象に支援がスタートした。子どもたちの状況や情報は学校が最も把握しやすいため、教育機関との連携を強化し、教育・福祉両面で支援を行う体制が整えられた。その後、令和7年度より小学生も対象に含まれ、より多くの子どもたちに支援が行き届くようになった。

現在の支援体制は、SSW(スクールソーシャルワーカー)や相談員を含む8名のスタッフが担当しており、具体的な支援内容は家事(掃除・洗濯・料理・買い物など)、兄弟の世話、家族の介護などである。ヤングケアラー支援においては、子ども一人ひとりの状況に合わせた支援が重要であり、サポート者が1日2時間、週2回を上限として無料で派遣され、支援が行われる。サポート者は教員や保育士、看護師など、福祉・教育の現場経験が豊富な人々が選ばれ、年に数回、研修が行われている。サポート派遣の費用は委託業者が負担し、月ごとの実績に基づいて市から委託業者に支払われる。

支援の流れは、まず子どもに関する相談が寄せられると、個別に「ワーキングチーム」が設置され、子どもの家庭状況や保護者の状態を多角的に把握する。この情報は、学校や福祉機関、医療機関など関係機関と共有され、支援策について詳細に検討される。その後、「ヤングケアラー支援推進委員会」

において、支援策や対象の認定について審議し、最終的に支援内容が決定される。支援内容が決まった後、サポーターが派遣され、実際の支援が始まる。

予算は令和7年度に9,200万円を見込んでおり、対象となる子どもは60人程度と想定されている。委託業者は介護会社で、これまでに子どもへの支援実績はなかったものの、サポーターには教員や看護師、保育士などの経験者が多く、実績のある専門性を備えた人材が揃っている。これらのサポーターは、1人につき原則2名が訪問して支援を行う。

事業の周知については、市の公式HPや広報誌、地域ラジオ、市立学校の校長会を通じて行われており、さらに医療機関とも連携し、必要な支援が届くようにしている。また、月に1回の校長会では、「支援が必要な子どもがいるのか」と確認し、地域全体で支援が行き届くよう、学校と協力して取り組んでいる。

ヤングケアラー支援推進委員会は月に1回の会議を開催し、常に支援の現状を把握し、改善策を検討している。委員会は6人で構成され、教育と福祉の融合を図りながら、子どもたちに対する支援を総合的に行っており、また、支援活動を通じて、ヤングケアラーの発見には「大人の気づき」が重要であり、そのためには地域全体での意識向上が不可欠であると認識している。

5 今後の展開について

当市として学べる点は多く、特に学校での家庭状況把握強化と、自治体職員が中心となり関係機関と密に連携する体制づくりが重要であると考えている。保護者の理解が得られない家庭にも、丁寧な説明と理解促進を通じて支援へつなげ、子どもたちに相談事があれば気軽に相談できる支援体制を構築することが最も重要である。

当市では、ヤングケアラーへの認知度向上、子どもの実態把握体制の強化、関係機関との連携体制の構築、専門窓口の設置などが求められている。

岩見沢市議会 民生常任委員会 他都市行政調査 実施報告書

新潟県長岡市 令和7年11月6日(木)
認知症の人と家族への一体的支援事業について



1 長岡市の概要

人口 251,679人(令和7年10月1日現在)
面積 27.46 km²

2 観察の目的

岩見沢市では高齢化率が高く、ケースに応じた認知症高齢者の支援が必要になる一方で、家族介護者の負担増大や認知症への理解が進んでいないことが課題となっている。特に、家族が介護負担を抱え込みやすい環境や、本人と家族双方を地域で包括的に支える仕組みが十分に整っていないことから、孤立防止や早期支援につながる体制づくりが求められている。

こうした本市の状況を踏まえ、長岡市で実施されている「認知症の人と家族への一体的支援事業（ミーティングセンター）」を観察し、本人と家族が同じ場所で活動できる場や、参加者同士の交流による相互支援の効果など、先進的な取組を確認することを目的としている。本事業を学ぶことで、岩見沢市における認知症施策の強化や、地域全体で認知症の人と家族を支える体制づくりに活かすことを目指すものである。

3 調査項目

認知症の人と家族への一体的支援事業について

- ①事業導入に至る経緯
- ②事業予算規模
- ③対象年齢決定の理由
- ④現状の課題、今後の方向性

4 調査内容

長岡市では、認知症の本人とその家族に対して一体的な支援を行う取り組みを実施している。具体的には、脳トレ、モルック、歌声喫茶、茶話会、季節の行事など、さまざまな活動を通じて、本人と家族が一緒に活動する場を提供している。この支援は、本人支援としてのデイサービスや、家族支援としての家族会を組み合わせたもので、これまで別々に行われていた支援を一体的に行うことを目指している。2022年からは「認知症の家族への一体的支援事業」として正式に事業化され、1993年にオランダ・アムステルダムで始まった「ミーティングセンター・サポートプログラム」をモデルにして、2020年からの検証を経て実施されている。

このプログラムでは、専門職が認知症の本人とその家族に継続的・体系的な支援を行い、課題解決や家族関係の改善を図っている。月に1回程度、本人と家族が共に活動し、思いを共有することで、互いのズレや葛藤を調整し、関係性を再構築する。また、このプログラムは、参加者同士が情報交換を行い、孤立を防ぐ「交流的」側面が強く、地域全体で支える土壌を育むことも目的としている。

現在の対象者は、認知症の本人とその家族で、以下の条件に該当する本人が対象となる：

- ①医療機関で認知症または軽度認知障害（MCI）の診断を受けている

- ②食事や排泄が自立しており、簡単な補助があれば可能
- ③在宅生活をしている
- ④介護予防・生活支援サービス、介護保険サービスを利用していない
- ⑤長岡市に住んでいる（家族が長岡市外に住んでいても参加可能）

しかし、このサービスを利用する中で、介護予防・生活支援サービスや介護保険サービスを利用するようになると、「認知症の家族への一體的支援事業」は利用できなくなる。このため、サービスを通じて得た家族同士の悩み共有やアドバイスを得る機会を失うことになる。これらの場をどのように引き継ぎ、継続していくかが今後の課題となっている。

また、今後の方向性として、長岡市では受け皿をさらに拡大したい意向があるものの、人的リソースが限られていることが課題である。加えて、認知症予防の取り組みや認知症カフェ、「新しい認知症観」の普及啓発など、既存事業も含めた総合的な施策展開を継続していく方針である。今年度からは、軽度認知障害（MCI）の段階での早期対応を開始しており、より多角的なアプローチが求められている。

5 今後の展開について

当市においては、介護予防・生活支援サービス、介護保険サービスを活用している市民への受け皿はあるものの、サービスを利用していない市民への継続的な支援は難しい状況である。また、認知症カフェを実施しているが、認知症カフェは交流の側面が強く、個別具体的な支援までは行き届いていないのが現状である。そのため、個々の対象者、家族へのアプローチをする機会を作り、認知症本人や家族が認知症に関する理解を深めるとともに、個別具体的な助言、周囲の協力関係を築くことで、自宅で生活できる環境整備につながることが期待できる。

また、軽度認知症障害段階での早期対応が重要であるとも言われており、多角的なアプローチをする施策を検討していくことが今後必要である。

岩見沢市議会 民生常任委員会 他都市行政調査 実施報告書

新潟県新潟市 令和7年11月7日(木)
民生委員協力員制度について



1 新潟市の概要

人口 756,370 人(令和7年11月1日現在)
面積 726.28 km²

2 観察の目的

岩見沢市では、地域コミュニティのつながりが弱まりつつある中で、支援が必要な世帯を早期に把握することが難しくなってきている。また、高齢化により、見守りや生活支援に対するニーズが増大する一方で、民生委員の負担増加や委員確保の課題も顕在化している。継続的に民生委員の担い手を確保しつつ、地域の多様なニーズを把握し、支援につなげる持続可能な体制の強化が求められている。

このような本市の課題を踏まえ、新潟市が導入している「民生委員協力員制度」を観察し、民生委員を補完する協力員の役割、活動内容、地域との連携方法、導入による負担軽減や支援の質向上などの効果を確認することを目的としている。協力員が民生委員と連携し、地域の見守りや情報収集を行い、支援につながる入口を広げる仕組みは、地域力の維持と支援体制の持続可能性を高める重要な取組である。本事業を学ぶことで、岩見沢市における見守り体制の強化や、民生委員活動の持続的な運営に向けた方策の検討に活かすことを目指すものである。

3 調査項目

民生委員協力員制度について

- ① 事業の概要について
- ② 事業における効果・課題について
- ③ 事業実施にあたっての予算について
- ④ 事業の今後の方向性について

4 調査内容

民生委員のなり手不足解消の一助とするべく、新潟市の「民生委員協力員制度」の観察を行った。この制度は民生委員1人につき、1名の民生委員協力員(以下協力員)を配置でき、協力員となった者は民生委員の指示・指導のもと見守り等の活動を行う。あくまで活動の核となるのは民生委員であり、パートナーとして様々な関わり方により、民生委員を補佐している。よって守秘義務等も必須となる。

協力員は民生委員が地区民児協会長へ要請し、協力員候補者を推薦する。地区民児協会長が適格と判断すれば、区役所へ推薦状を提出し、市長より委嘱を受けて活動を開始。

協力員は原則ボランティアであるが、実費弁償相当額として年額12,000円が支給され、ボランティア保険へも加入される。

制度開始の平成24年以降の述べ委嘱数は209名、現在活動中は65名(R7.11.1現在)。協力員から民生委員となったのは30名。

*主任児童委員には取り扱う情報の質から協力員制度の適用はなし

5 今後の展開について

民生委員協力員制度は、民生委員の担い手不足解消に寄与する重要な仕組みである。民生委員としての活動内容を把握するために、まず民生委員協力員として活動を始めることができ、これにより民生委員の活動内容が明確になり、市民の理解と参加を促進する。また、民生委員OBが協力員となることで、その経験を活かし、新任の民生委員への的確なサポートが可能となり、活動への不安を軽減できる。担い手不足の一因として、民生委員活動の具体的な内容が見えづらいことがあるが、協力員制度によってそのイメージが具体化され、市民が活動に参加しやすくなると期待できる。この制度は、地域での声掛けを通じて担い手を育成する方法としても機能し、徐々に担い手を増やす効果が見込まれる。

新潟市の事例では、引退した民生委員OBが協力員として新人民生委員を指導・補佐することにより、活動に対する不安が解消され、協力員が役割分担を行うことで、民生委員の負担が軽減されると共に、協力員が経験を積んで次の民生委員として活躍する流れができている。当市においても、民生委員としての経験がない人々は不安から辞退する多いため、まずは民生委員協力員としての経験を積むステップが有効だと考えられる。さらに、新たに民生委員就任を依頼する際に、OBが「協力員として支えるからやってみませんか?」と声をかける仕組みを作ることで、担い手不足の解消や活動の質の向上が期待される。このように、民生委員協力員制度は、民生委員の担い手不足解消に大いに貢献し、地域社会の支援体制強化に寄与するものであり、当市としても担い手確保施策充実のために参考にすべきである。